

《登録情報（連絡先）の更新について》

－ J S N D I 認証事業本部からのお願い－

最近、認証事業本部から資格登録者の皆様にお送りしている通知類の不達が増えてきております。その原因の多くが、転職・異動や転居等による勤務先及び自宅住所が変わったにも関わらず、認証事業本部への変更手続きがなされていないことのようにです。**この場合、資格失効に繋がりますので十分ご注意ください。**

認証事業本部からの通知類の中で、特に重要なものは次の三つです。

通 知	発送時期	備 考
資格継続調査票 (更新)	発効日から 5 年目の資格有効期限の 約 5 か月前	資格継続のための調査書類です。資格継続には、この調査が不可欠です。
再認証試験受験 申請書	発効日から 10 年目の資格有効期限の 2 年前から半年前までの間に実施される 春期試験前 (1 月中旬発送) 及び 秋期試験前 (7 月中旬発送) (再認証試験合格まで発送します)	再認証試験に合格しなければ、資格の再認証を受けられません。 JIS Z 2305 資格の再認証試験の受験機会は有効期限の前 4 回(半年前から 2 年前に実施) となります。資格の有効期限が切れてからでは再認証することはできません (NDIS 0601 制度(旧制度)の再認証試験の受験機会と異なりますのでご注意ください)
資格継続調査票 (再認証)	再認証試験に合格後、発効日から 10 年目の資格有効期限の約 5 か月前 (再認証試験の合格者に発送します)	資格の再認証のための調査書類です。再認証には、この調査が不可欠です。

登録情報（連絡先）の変更手続きがまだの方は、至急変更手続きを実施下さるようお願い致します。
⇒ http://www.jsndi.jp/qualification/pdf/kojindata_20120411.pdf

※登録情報の変更手続きを忘れていたために通知類が届かず不利益を被ったとしても認証事業本部では対応致しかねますのでご注意ください。

また、登録情報の連絡先には次の三つがあります。

- ①自宅本人、 ②勤務先本人、 ③担当者

通知類が宛所不明で認証事業本部に戻ってきた場合、登録されている他の連絡先に自動的に再送致します（再送により、申請期間や提出期間に間に合わなくても認証事業本部では責任を負いかねます）。その際、指定されていた送付先指定（上記①②③）も併せて変更致します。

よって、登録されている連絡先が一つだけの場合、再送できませんので、連絡先は「①自宅本人」と「②勤務先本人」の両方に登録（記入）するようお願い致します。

《各通知類の発送時期や試験スケジュール等の案内を e メールで受けたい方へ》

各通知類の発送時期や試験スケジュール等の案内を e メールで受けたいという方には、「資格試験メールマガジン」の購読（無料）をお薦めしています。「資格試験メールマガジン」の購読（無料）を希望される方は、当協会ホームページの Web システムへの利用者登録をお願い致します。

⇒ <https://www.jsndi.or.jp/websys/cm/cmc00.do>